



7月・8月の予定



7月

8月

月	火	水	木	金	土	日
		1 創業慰霊 感謝祭	2	3	4	5
6	7	8	9	10 ①	11	12
13	14 サロン セミナー	15	16	17	18	19
20 海の日	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 ②		

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 ③	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20 サロン セミナー	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31 ④						

《7月》

- ①・健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
・源泉徴収税額、特別徴収税額(6月分)の納付期限
・納付の特例の適用を受けている所得税源泉徴収税額(1月～6月分)の納付期限
・労働保険の年度更新手続きの締切日

- ②社会保険料、児童手当拠出金(6月分)納付期限
個人の申告所得税の予定納税第1期(法定納付および振替日)
※1)固定資産税(都市計画税)第2期分の納付(市町村の指定日まで)

- ※2)5月決算法人の確定申告と納税、11月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

【その他】

- ・6月に夏季賞与を支給した場合は、7月に年金事務所から送られてくる納入告知書に記載されている金額には、届出済みの「賞与支払届」に基づく健保と厚年の保険料が加算されているかを確認して、月末までに納付すること

《8月》

- ③源泉徴収税額、特別徴収税額(7月分)の納付期限(10日まで)

- ④社会保険料、児童手当拠出金(7月分)の納付期限(31日まで)

- ※3)6月決算法人の確定申告と納税、12月決算法人の中間(予定)申告と納税(8月31日まで)

～お知らせ～

当社は、夏期一斉休業はございません。
お盆期間を含めて、通常通り営業させていただきます。
よろしくお願ひ申し上げます。



じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ち致しております。